

空家等対策計画における今年度の取組み

●今年度の取組み

※件数については、令和6年1月末現在

ステージ1 | 空家化の予防・実態把握

- ・空家化予防に関する冊子（800冊）を7月に発行し、住宅課・総合窓口課にて配布。
- ・令和6年1月17日(水)にコミュニティーセンター治田にて空家化の予防や空き家バンクの活用促進を目的に相談会を実施（相談2件）。
- ・令和6年3月9日(土)に市民講座(遺品整理・生前整理等について)をオンラインにより実施予定。

ステージ2 | 空家等の適正管理

- ・市内空き家の情報をデータベース化し、随時更新。
- ・空家等に係る自治会や近隣住民からの相談（33件）
- ・空家等に係る適正管理を促す必要がある所有者に対し通知（18件）を送付。
- ・市民から問い合わせを受けた時に紹介できるよう、空き家の解体や高木の伐採、家財処分について、市の入札資格参加登録業者からリストを作成。

ステージ3 | 空家等の利活用

- ・りっとう空き家バンクの運営を、引き続きNPO法人くらすむ滋賀に委託し空き家所有者と利活用希望者のマッチング（2件）を実施。
また、利活用希望者に対し内覧(16件)を実施。
- ・「栗東市子育て・若年世帯空き家リノベーション事業補助金」の県内利用の申請（1件）を交付決定。
- ・固定資産税納付通知に、りっとう空き家バンクのチラシ（約2万枚）を同封し周知。

ステージ4 | 管理不全空家等の解消

- ・特定空家等を令和5年8月24日付で認定（2戸）を実施。
- ・各空家等の所有者等に対し、助言・指導の措置を実施。

●特定空家等の経過

所在地	総合判定	第11回協議会時の状況	その後の経過及び現在の状況
金勝学区 上向自治会	特定空家等 A	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根瓦の変形・不陸が全屋根面積の概ね50%以上にみられる。 ・屋根ふき材料の剥落、壁体を貫通する穴、窓ガラスの破損がみられる状況である。 ・周辺に家屋、市道があり、倒壊等により周囲に影響を及ぼすおそれがある。 <p>⇒認定について異議なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・R5.8.24特定空家等に認定。 ・R5.11.22訪問したが不在、指導文書を郵便受けに投函。 ・R5.12.8再度市職員が所有者の自宅に訪問し、所有者と協議。解体の意向を確認し、指導、助言を実施。 <p>⇒助言・指導を継続中。</p>
大宝西学区 十里自治会	特定空家等 A	<ul style="list-style-type: none"> ・修理不可能な程度に、擁壁にずれ、傾斜、ふくらみ、著しいひび割れがみられる。 ・屋根の破損やずれ、バルコニーの手すりや格子に破損や傾きがある状況が確認できる。 ・周辺に家屋、河川があり、倒壊等により周囲に影響を及ぼすおそれがある。 <p>⇒認定について異議なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・R5.8.24特定空家等に認定。 ・R5.12.5違反建築の可能性があるため甲賀土木事務所の職員とともに所有者宅を訪問したが不在、指導文書を郵便受けに投函。 ・R6.1.22所有者調査の結果、所有者が住所地で生活していないことが判明。また関係者の連絡先を確認。 ・R6.1.24所有者の関係者に連絡。所有者と家族で今後のことについて協議していく旨確認。 <p>⇒助言・指導を継続中。</p>

●課題と対応

①空き家の適正管理において所有者に通知を送っても対応されない

- ・現地確認をし、写真とともに所有者宛に適正管理を促す通知を送っているが、対応が図られない場合、繰り返し通知する以上の措置がとれない。
⇒管理不全空家等の認定マニュアルを策定し、管理不全空家等の認定及び措置に向けた動きを進めていく。

②空家化の予防および空き家バンクの活用促進について

- ・冊子やチラシにより啓発しているが、空き家の相談件数が少ない。
⇒イベント開催時や人が滞留するスペースに出向いていくなど、相談する機会を増やしていく必要がある。